

令和2年3月17日

川越町指定給水装置工事事業者 各位

川越町長 城田 政幸

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、川越町の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、**有効期間内での更新手続きが必要となります。**

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、**期間内での手続きをお願い致します。**

1. 現在指定の有効期間について

（事業者証にて、当初の指定年月日及び指定番号をご確認ください。）

川越町より指定を受けた日及び指定番号	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日 指定番号 1～11	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日 指定番号 12～34	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日 指定番号 35～50	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日 指定番号 51～76	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～ 指定番号 77～108	令和6年9月29日まで

<注意事項>

上記の有効期間が近づいた更新対象事業者の方には、**別途個別に通知（各年度7月初旬頃を予定）**をいたしますので、通知に基づき期間内に更新の申請をお願いいたします。また、宛先不明等により、郵便物不着があった場合、再通知はいたしません。

このことにより、更新手続きが行われず、有効期間を超過した場合は、指定の効力を失います。

2. 更新申請時に必要な提出書類

別紙、**指定給水装置工事事業者指定 申請書類一覧**に基づき、申請書の提出をお願いします。

3. 更新申請時に行う確認事項

更新申請時に、下記4項目の確認を行います。

- (1) 指定給水装置工事事業者を対象とした講習会等の受講実績（他の水道事業者が開催するものも可）
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況（給水工事技術振興財団のe-ラーニング研修、現地研修会等）
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している者）

4. 更新に係る手数料（川越町水道事業給水条例に規定）

5, 0 0 0 円